

入札公告

金地金の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年10月21日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 清水 恒広

1 入札に付する事項

(1) 案件名称

金地金（500g）売却

(2) 履行場所 及び売却物件

仕様書のとおり

(3) 契約条件

仕様書のとおり

(4) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

(5) 入札保証金

免除

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第2条に規定する資格を有する者。なお、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第2条2の一般競争入札参加者の資格審査申請をする場合は、指定様式1から3を提出すること。

地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第2条

（一般競争入札 参加者の資格）

第2条 京都市の一般競争入札有資格者名簿に登載された者は、一般競争入札の参加者の資格を有するものとする。ただし、京都市が競争入札参加停止をしている者は除くものとする。

2 理事長は、前項に規定する者以外の者から一般競争入札参加者の資格の審査について申請を受けたときは、京都市の定める審査に関する取扱いの例によって審査し、これに適合した者についてその資格を与えることができる。

3 理事長は、一般競争入札の参加者の資格を有する者について、京都市競争入札参加停止取扱要綱の規定の例により、競争入札参加停止を行うことがある。

- (2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

- (3) 京都市立病院において地金の売却契約の履行実績があること、又は、他施設や地方公共団体もしくは地方独立行政法人において地金の売却契約の履行実績があること。
- (4) 業務に対応する履行体制が適切であること。

3 入札手続き

- (1) 入札参加申込書及び資格証明書等の提出

以下の書類を提出すること。

ア 入札参加申込書（別紙様式）

イ 資格証明書類（上記「2 入札に参加する者に必要な資格」を証明する書類の写し）

- (2) 提出期限

令和8年11月20日（金）午後5時まで

- (3) 提出先

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構 事務局 契約担当

（電話 075-311-5311 内線2537）

- (4) 入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に入札参加資格があるものと認められるときは、入札書を機構ホームページ上にて取得し、入札する事を許可する。

- (5) 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の審査結果については、個別に通知するものとする。なお、入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、通知の日から令和8年11月30日（月）午後5時まで（土、日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。）を除く。）に、その旨を記載した書面を3(3)の場所まで提出すること。説明を求めた者に対しては、令和8年12月3日（木）午後5時までに書面にて回答する。

4 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日 時

令和8年12月8日（火）午前10時00分

- (2) 場 所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院 本館5階会議室

- (3) 持参する書類

ア 入札書

イ 入札書は、予め封筒に入れて封印しておくこと。

ウ 入札終了後、直ちに開札を行い、最高買取率を入札したものを落札予定者とする。

5 最低買取率

(1) 最低買取率は100%とする。

買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。

(2) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準に、金地金の買取率を入札書に記載すること。

(3) 実際の契約金額は、田中貴金属工業株式会社が入札日当日午前9時30分に公表した「店頭買取価格（税込）」に、落札した金地金の買取率及び金地金の重量を乗じた額とする。

またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。

6 落札の決定

(1) 最低買取率以上で最高買取率入札者を落札予定者とする。

(2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

7 売却物品の査定・真贋

(1) 入札に当たり、事前に売却物件の査定・真贋の場は設けない。ただし、落札者が希望する場合、当機構職員立会いのもと査定・真贋をすることができるものとする。査定・真贋については、当機構が指定する場所で、溶解等を行わず売却物件の原形を保つことを前提に、落札者が手配することとし、その際の費用等は落札者が負うこととする。また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品であった場合、落札者は真贋証憑書類を添えて契約を締結しないことができることとする。ここでいう正規品以外の品とは、仕様書に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指す。

- ・表示された会社の製造ではないもの
- ・表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品
- ・グラム数が表示と異なるもの
- ・品位が表示と異なるもの

なお、契約の締結以後の返品等の申し出は一切受け付けないものとする。

(2) 売却物件の査定・真贋に際して知り得た保管場所等の情報は、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、査定・真贋を行う前に、当該情報の秘匿についての誓約書を提出すること。

(3) 仕様書で掲載している内容について、これらは売却物件の品質を保証するものではない。本件売却は、仕様書で掲載している内容の現物を売却するものであり、査定・真贋を希望する場合は、落札者の決定後、上記(1)のとおり査定・真贋をすることができるものとする。

8 契約金納付期間

契約締結日から令和9年1月21日（木）まで

9 引取り期間

契約金の完納を当機構が確認した日から令和9年2月22日（月）まで